

摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について（注１）

令和7年9月18日

区分	品目	該当産出地	差し控えるよう要請している内容
		※旧市町村名の表示は、野菜・果実類については昭和３８年１月１日現在、穀類については昭和２４年４月１日現在のものです。	
野菜	非結球性葉菜類	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）、飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	摂取・出荷
	結球性葉菜類		摂取・出荷
	アブラナ科の花蕾類		摂取・出荷
	カブ		出荷
	ワサビ（畑において栽培されたものに限る）	川俣町（山木屋の区域に限る。）	出荷
	ワサビ（畑において栽培されたものに限る） （県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く）	伊達市	出荷
	トウガラシ	浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。）に限る。）	収穫
果実	ウメ	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	出荷
		川俣町（山木屋の区域に限る。）	収穫
	ビワ	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	出荷
	ユズ	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	出荷
		川俣町（山木屋の区域に限る。）	収穫
	カキ	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	出荷
	キウイフルーツ	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	出荷
	あけび（野生のものに限る）	伊達市	出荷
	ギンナン	川俣町（山木屋の区域に限る。）	収穫
穀類	クリ	南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）	出荷
	平成２３年産米	福島市（旧福島市及び旧小国村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）	出荷
	平成２４年産米	※１　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成２５年産米	※２　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成２６年産米	※３　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成２７年産米	※４　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成２８年産米	※５　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成２９年産米	※６　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成３０年産米	※７　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	平成３１年産米	※８　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	令和２年産米	※９　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	令和３年産米	※１０　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷

穀類	令和４年産米	※１１　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	令和５年産米	※１２　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	令和６年産米	※１２　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
	令和７年産米	※１３　ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。	出荷
山菜 (注２)	くさそてつ(こごみ)	伊達市、郡山市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、檜葉町、葛尾村	出荷
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る)	福島市、二本松市、南相馬市、大玉村	出荷
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、檜葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村	出荷
	ふきのとう(野生のものに限る)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、檜葉町、葛尾村	出荷
	ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、檜葉町、川内村、葛尾村	出荷
	ぜんまい(野生のものに限る)	広野町、大玉村	出荷
	たらのめ(野生のものに限る)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村	出荷
	わらび	南相馬市、川俣町、檜葉町、鮫川村、葛尾村	出荷
	わらび(野生のものに限る)	福島市、二本松市、伊達市、いわき市、広野町	出荷
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村	出荷
	こしあぶら(野生のものに限る)	只見町、西会津町	出荷
	ふき	葛尾村	出荷
	ふき(野生のものに限る)	檜葉町	出荷
	うわばみそう(野生のものに限る)	国見町	出荷
	さんしょう(野生のものに限る)	いわき市	出荷
	うどん(野生のものに限る)	須賀川市、相馬市、広野町、檜葉町、葛尾村	出荷
	ねまがりたけ(野生のものに限る。ただし、定められた出荷・検査方針に基づき管理されるものを除く)	猪苗代町	出荷
	ねまがりたけ(野生のものに限る)	福島市	出荷
きのこ (注２)	原木しいたけ(露地)	飯舘村	摂取・出荷
		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径２０km圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、葛尾村、川内村(福島第一原子力発電所から半径２０km圏内の区域に限る。)	出荷
	原木しいたけ(施設)	川俣町	出荷
	原木しいたけ(施設)(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く)	伊達市	出荷
	原木なめこ(露地)	相馬市、いわき市	出荷
	野生きのこ(菌根菌類、腐生菌類。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ及びむきたけを除く)	南相馬市、いわき市、棚倉町 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯舘村	摂取・出荷 出荷

きのこ (注2)	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、ならたけ、ぶなはりたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ、まいたけ及びまつたけを除く）	只見町	出荷
	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、まいたけ、なめこ、むきたけ、くりたけ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ及びならたけを除く）	西会津町	出荷
	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、くりたけ、むきたけ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ及びならたけを除く）	会津若松市	出荷
	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、なめこ、むきたけ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ及びならたけを除く）	会津美里町	出荷
	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、まいたけ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ、ならたけ及びむきたけを除く）	柳津町、三島町	出荷
	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、むきたけ、まいたけ、くりたけ、なめこ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ及びならたけを除く）	昭和村	出荷
	野生きのこ（菌根菌類、腐生菌類。ただし、むきたけ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるまつたけ、なめこ及びならたけを除く）	下郷町	出荷
樹実類 (注2)	くるみ	南相馬市	出荷
畜産物	原乳	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	出荷
	牛（12月齢未満のものを除く）	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) ただし、富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。))において県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りではない。	県外への移動

畜産物	牛	南相馬市(平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村(平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。) ただし、富岡町(平成30年３月９日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成２９年１１月１０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成２９年９月１５日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成２９年１２月２２日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成３０年５月１１日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成３０年４月２０日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)において県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りではない。	と畜場への出荷
はちみつ	はちみつ(百花蜜に限る)	浪江町(浪江町内の植物を蜜源として生産された「はちみつ(百花蜜に限る)」)	出荷
水産物	ヤマメ (養殖により生産されたものを除く)	新田川(支流を含む。) 太田川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに本県内の阿武隈川(支流を含む。)	摂取・出荷・採捕 出荷・採捕
	ウグイ	真野川(支流を含む。)	出荷・採捕
	イワナ (養殖により生産されたものを除く)	本県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	出荷・採捕
	モクズガニ	真野川(支流を含む。)	採捕
	アユ(養殖により生産されたものを除く)	真野川(支流を含む。)及び新田川(支流を含む。)	出荷・採捕
	ホンモロコ (養殖により生産されたものに限る)	川内村	出荷
	フナ (養殖により生産されたものを除く)	真野川(支流を含む。)	出荷・採捕
	ドジョウ (養殖により生産されたものに限る)	郡山市	出荷

※１ 広野町、檜葉町(福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署２５１林班の一部、２５２林班、２５３林班の一部、２５８林班から２７０林班まで、２８３林班から３００林班まで及び３０１林班から３０３林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２０９１林班まで、２０９５林班から２０９９林班まで及び２１３０林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。))、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月舘町(月舘町月舘(関ノ下、松橋川原、川向及び舘ノ腰に限る。))及び月舘町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))に限る。)、旧掛田町(霊山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町柱田(挟田、平、宮ノ内、前田、稲荷妻、砂子下及び根岸に限る。))に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧霊山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。))、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。))、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))、郡山市(旧富久山町の区域に限る。))、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。))、いわき市(旧山田村の区域に限る。))、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。))、三春町(旧沢石村の区域に限る。))及び大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※２ 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署２５１林班の一部、２５２林班、２５３林班の一部、２５８林班から２７０林班まで、２８３林班から３００林班まで及び３０１林班から３０３林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、雫（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２１０２林班まで、２１０４林班から２１０９林班まで及び２１３０林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署１６１林班から１６５林班まで及び１６７林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、檜葉町、川内村及び飯舘村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署２３０４林班、２３０５林班及び２３１０林班から２３１２林班までを除く区域に限る。）

※３ 福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、檜葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※４ 福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、檜葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※５ 福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、檜葉町、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２６年９月１２日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※６ 福島県南相馬市（平成２４年３月３０日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成２６年９月１２日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成２４年６月１５日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※７ 福島県川俣町（平成２５年８月７日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成２５年３月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※８ 福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※９ 福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（令和２年３月５日に立入規制が緩和された区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

※１０ 福島県大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）

※１１ 福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）

※１２ 福島県富岡町（平成３０年３月９日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成２４年１１月３０日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成２９年１１月１０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域（平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成３０年５月１１日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）

※１３ 福島県双葉町（平成２５年５月７日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成２９年９月１５日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成２９年１２月２２日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成３０年４月２０日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）

【参考】	品目	左記の代表例
	非結球性葉菜類	ハウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅菜苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等
	結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等
	アブラナ科の花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
	たけのこ	もうそうちく、まだけ、はちく 等
	野生きのこ（菌根菌類）	アイタケ、アカモミタケ、アミタケ、ウラベニホテイシメジ、オオモミタケ、カラストケ、キシメジ、クリフウセンタケ、クロカワ、コウタケ、サクラシメジ、シモフリシメジ、シャカシメジ、ショウゲンジ、チチタケ、ハツタケ、ハナイグチ、ホウキタケ、ホンシメジ、マツタケ、ムレオオフウセンタケ、ヤマイグチ、ヤマドリタケモドキ 等
	野生きのこ（腐生菌類）	ウスヒラタケ、エゾハリタケ、エノキタケ、オオイチョウタケ、クリタケ、サケツバタケ、サンゴハリタケ、タモギタケ、チャナメツムタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ナラタケ、ヌメリスギタケ、ハタケシメジ、ヒラタケ、ブナシメジ、ブナハリタケ、マイタケ、マスタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤマブシタケ 等
	ワサビ（畑において栽培されたものに限る）	葉ワサビ、根ワサビ、花ワサビ

注1) 避難指示区域※(帰還困難区域、旧居住制限区域・旧避難指示解除準備区域を含む)においては、上記「摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について」に記載されていない品目であっても、営農の制限などによりモニタリング検査による安全性が確認されていない品目があります。営農再開や出荷にあたっては各市町村に相談願います。
また、野生の山菜や樹実類などについては、採取を差し控えてください。
(※南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)

注2) 野生の山菜・きのこ・樹実類及び栽培のわらびを出荷できる地域において、出荷をされる場合は、事前に生産者登録する必要がありますので、下記まで連絡をお願いします。

注2) の連絡先	
・農林水産部林業振興課	電話：024-521-7432
・県北農林事務所森林林業部（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡・安達郡の町村）	電話：024-521-2632
・県中農林事務所森林林業部（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡・石川郡・田村郡の町村）	電話：024-935-1367
・県南農林事務所森林林業部（白河市、西白河郡・東白川郡の町村）	電話：0247-33-2123
・会津農林事務所森林林業部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡・大沼郡・河沼郡の町村）	電話：0241-24-5734
・南会津農林事務所森林林業部（南会津郡の町村）	電話：0241-62-5375
・相双農林事務所森林林業部課（相馬市、南相馬市、相馬郡の町村）	電話：0244-26-4305
・相双農林事務所富岡林業指導所（双葉郡の町村）	電話：0240-23-6084
・いわき農林事務所森林林業部（いわき市）	電話：0246-24-6193

注3) 穀類（米・麦類・大豆・そば等）については、県が年産ごとの出荷・販売開始前に市町村単位（一部旧市町村・避難指示区域等の地域）でモニタリング検査を実施しています。
モニタリング検査が終了し、出荷が可能となった地域の最新情報は、下記のホームページに掲載しています。
穀類（麦類・大豆・そば等）の出荷・販売をする際には、必ず生産された地域が出荷可能となっているか確認してください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html>